

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年11月28日)

- 八橋警察署移転候補地について 1
(警務部会計課)
- 年末年始における特別警戒取締りの実施について 2
(生活安全部生活安全企画課)
- 紅葉期の交通事故防止キャンペーンの実施について 3
～県民の交通安全意識の一層の高揚を目指して～ (交通部交通企画課)

警察本部

八橋警察署移転候補地について

平成24年11月28日
警察本部
(警務部会計課)

1 整備の必要性

建築後40年経過し、老朽化及び狭隘化等が業務の支障となっているため建替えするものである。

2 移転候補地の選定

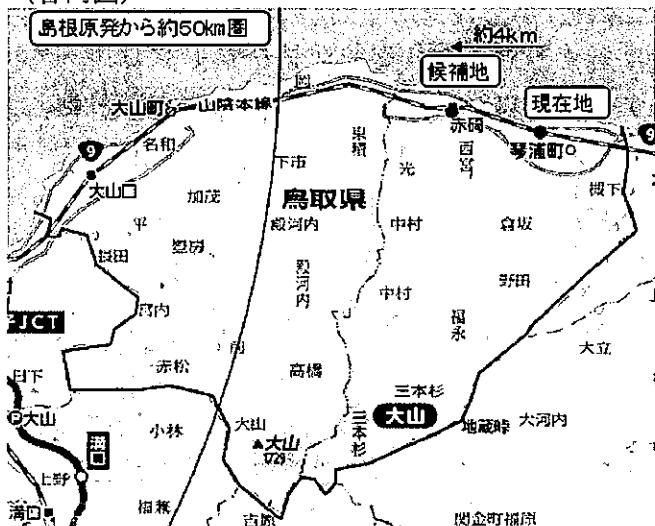
(1) 移転エリアについて

八橋警察署の移転エリアについては、現在地である八橋から赤崎付近までを含めた近隣とし、6月県議会常任委員会において報告した。

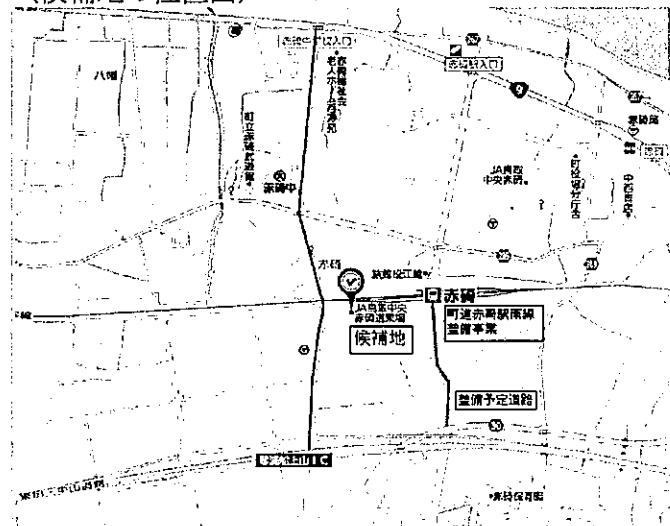
(2) 移転候補地について

地元自治体や地元警察署から赤崎地内の候補地が複数提案され、交通アクセスの利便性、土地の形状や造成の有無等を比較検討した結果、赤崎駅南西に位置する移転候補地を選定した。

(管内図)



(候補地の位置図)



3 移転候補地の概要

(1) 所在地

東伯郡琴浦町赤崎 JR赤崎駅南西に所在する民有地

(2) 面積

約8,000m² 現況 宅地

4 今後のスケジュール

平成24年度	地権者との売買交渉及び買収経費等の平成25年度当初予算要求
平成25年度	敷地測量 用地買収
平成26年度	基本・実施設計
平成27年度	建設工事
平成28年度	建設工事 竣工

5 その他

琴浦町は、町道赤崎駅南線周辺の整備を実施中である。

年末年始における特別警戒取締りの実施について

平成24年11月28日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)

1 実施目的

年末年始における各種事件・事故や雑踏事故の発生を抑止するため、地域の実態に応じた警察活動を展開し、県民生活の安全と平穏を確保する。

2 実施期間

12月1日(土)から1月5日(土)までの36日間

(1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(土)から12月13日(木)までの間

- 犯罪被害防止及び交通事故防止のための広報啓発活動を実施する。
- 関係機関・団体との連携強化による事件・事故防止のための防犯指導を実施する。

(2) 第2期【重点警戒期間】 12月14日(金)から12月31日(月)までの間

- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り警戒活動を強化する。
- 防犯ボランティア等との連携強化によるパトロール活動等街頭活動を強化する。

(3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(火)から1月5日(土)までの間

- 初詣等に伴う雑踏事故防止活動を実施する。

3 県下一斉の活動

12月14日(金)(第2期【重点警戒期間】の初日、年金支給日)

(1) 出動式の実施

警察本部及び全警察署において県下一斉に出動式を実施する。

(2) 年金支給日における被害防止広報

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害の未然防止を図るため、金融機関において被害防止広報を実施する。

4 ポスター、リーフレットの作製・配布

年末年始の特別警戒取締りのポスター、リーフレットを作製して、警察署、交番・駐在所、公民館等に配布して、啓発活動を実施する。



5 各警察署における主な取組

- 防犯講習、巡回連絡等による振り込め詐欺等被害防止広報を実施する。
- 防犯ボランティア等と協働した自転車の鍵掛け点検、地域パトロールを実施する。
- 金融機関、コンビニエンスストア、ぱちんこ景品交換所等に対する重点警らをする。
- 繁華街・飲食店街における粗暴犯等の警戒取締りを実施する。
- 飲酒運転等の悪質交通違反取締り、高齢者に重点をおいた交通安全指導、初日の出暴走等に対する動向把握と取締りを実施する。
- 年末年始のイベント及び初詣等による雑踏事故防止を図る。

紅葉期の交通事故防止キャンペーンの実施について

～県民の交通安全意識の一層の高揚を目指して～

平成24年11月28日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 「紅葉期の交通事故防止キャンペーン」の趣旨 【交通事故情勢】

- 本年10月31日現在、交通事故は、発生件数及び負傷者数とも昨年同期に比べ減少傾向にあるが、死亡事故は、23件23人と昨年同期に比べ4件4人増加している。
- 全死者に占める高齢者の構成率が、60.9%（23人中14人）と高いほか、歩行中の死亡事故が多発している（23人中9人）。
- 例年、11月から12月にかけて、死亡事故が多発している。
※特徴　・午後4時から午後6時までの間が多い。
・高齢者（歩行中、自転車乗用中）被害事故が多い。

【対策の必要性】

今後の交通死亡事故を抑止するためには、県民の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、交通弱者の保護を中心とする交通死亡事故抑止対策が必要である。

【対策の実施】

「紅葉期の交通事故防止キャンペーン」の実施

例年、交通死亡事故が多発している11月及び12月に、「紅葉期の交通事故防止キャンペーン」を実施することで、県民の交通安全意識を一層高揚させるとともに、交通弱者対策等を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

2 実施期間

平成24年11月14日（水）から同年12月10日（月）までの間

3 日を定めて実施する取組

(1) 高齢者の交通事故ゼロを目指す日

高齢者に特化した参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施する。

(2) 設定日

平成24年11月20日（火）、同年11月30日（金）

4 推進事項

各警察署等が関係団体などと連携して以下の取組を推進する。

- 交通弱者に対する保護誘導活動等の街頭活動を実施する。
- 通学路の安全対策を推進する。
- 高齢者対象の交通安全教室を実施する。
- 高齢者訪問活動を実施する。
- 交通指導取締りを強化する。